

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局

放送政策課 御中

郵便番号 106-8001

住所 とうきょうとみなとくろっぽんぎ
東京都港区六本木 6-9-1

氏名 かぶしきがいしゃ て れ び あ さ ひ
株式会社テレビ朝日

だいひょうとりしまりやくしゃちよう きみわだ まさお
代表取締役社長 君和田 正夫

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16頁	24行～25行	当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。	希少性の高い地上放送の電波の有効利用という観点から、世帯カバー率の目標を高く設定することは重要と考えます。しかしながら、1ページの「はじめに」の項で「マルチメディア放送は、例えば、携帯電話端末での利用を想定するなど、通信と放送の融合サービスのな特徴を強く有する新たな放送メディア」と記されているように、マルチメディア放送は地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと考えます。よって、地上テレビジョン放送における民間放送に求められる「あまねく受信」の努力義務と同等とすることは、新規に事業を展開する上でハードルが高いと考えます。5ページの(1)⑤に「事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって(中略)ビジネスとして維持できることに留意した」とあるように、事業の円滑な立ち上げの支障にならないように配慮が必要と考えます。
19頁	14行～18行	ただし、今後、前述の世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要であることが明らかとなった場合には、各事業者に割り当てられた周波数帯域幅を分割してその世帯カバー率を確保することや、免許を取り消す等の措置を講じざるを得ないが、こうした事態にもある程度は柔軟に対処できるよう、事業者への周波数割当ては一定程度の余裕を見越して行うことが適当である。	周波数帯域幅を分割したり、免許を取り消したりということが前提となっているとすれば、事業者の事業計画が破綻することにもなりかねません。よって、全国向け放送が発展するためにも、割り当ての段階で、将来において周波数帯域幅の減少や、免許の取り消しが起きないように、行政上の指針を明確にした上で、事業者の数が精査されることを要望いたします。
23頁	11行～14行	このため、「全国向け放送」については、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度(注2)を参考として、国が、全国向け放送について求める条件、事項等を定めた無線局の開設の方針を定め、これに則した形で事業者が作成した	携帯電話端末が主たる受信機を想定するマルチメディア放送は、基幹放送には該当しないと考えており、またマルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でないことを考慮したとき、認定計画制度のような制度が導入された場合、事業者に対して設備投資を強要することにもなり、経営を圧迫するおそれがある

		計画を比較審査するという仕組みを導入することが考えられる。	と考えます。よって、国民のニーズやビジネスモデルをにらみながらマルチメディア放送を発展させるという視点から、経営を縛ることにのみなりかねない認定計画制度のような制度が導入されることは現時点では反対いたします。
34頁	12行－13行	事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇することも考えられる。	マルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でない以上、現時点で新規コンテンツの比率を比較審査の対象とすることには違和感を覚えます。よって、「ただし、サイマル放送が過度に（中略）優遇することも考えられる」は削除すべきと考えます。
35頁	7行－12行	この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者委ねることが適当と考えられる。しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。	マルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でない以上、有料放送・無料放送の程度について、「原則として事業者委ねることが適当」としている点については高く評価いたします。一方、ビジネスモデルが明確になっていない現時点で、比較審査の際に、有料放送・無料放送の程度を審査の対象とすることについては、必要はないと考えます。よって第3段落の「しかし、新しく開始される放送（中略）検討することも考えられる。」は削除すべきと考えます。